

秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

秋田県教育委員会委員長 岩 佐 信 宏

### 秋田県教育委員会規則第二号

秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則（昭和五十二年秋田県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表主任学校栄養士の項中「高度な」を「特に高度な」に改め、同項の次に次のように加える。

副主任学校栄養士
----------

上司の命を受けて、学校給食の栄養に関する高度な専門的事項をつかさどる。
-------------------------------------

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。